

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西尾市	東幡豆地区(東幡豆集落) 東幡豆町	令和5年3月23日	令和4年3月22日

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	114.4 ha
②地区内における中心経営体を含む担い手農業者の農地面積の合計	14.2 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地面積の合計	66.8 ha
④地区内における60才以上の農業者の自作農地面積の合計	34.2 ha
i うち後継者がいる農業者の自作農地面積の合計	8.5 ha
ii うち貸出意向のある農業者の自作農地面積の合計	6.6 ha
⑤地区内において中心経営体を含む担い手農業者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.2 ha
(備考)	
地区の耕地面積の内、中心経営体を含む担い手農業者が継続的に営農をおこなう見込み農地が過半以下のため、令和2年度に実質化の取組をおこなった地区	
③～⑤の農地面積の合計は、令和2年度に実施したアンケート結果	

2 対象地区の課題

○ため池が主たる給水源であり水量に制限があり、枯れたら水がひけない。逆に湧水により軟弱地盤が多く、機械が入れない農地がみられる。
○個々の農地の面積が市内他地区と比較して小さく、集積しても作業性が悪い。
○生産性が伴わない農地でも貸借料を求められたり、畦畔の管理に対する考え方について、貸し手と借り手との意識の違いがみられる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本地区の農地利用は、水稻農業、施設園芸農業、露地果樹農業を並立し、地区全体で農地の有効利用を図り、中心経営体への利用集積を図る。
畦畔の多いところでは、中心経営体だけの農地管理が厳しいことから、所有者を含めた組織による管理方法等を模索する。

(参考)中心経営体

属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
	(氏名・名称)	経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻	720a	水稻	1700a	東幡豆集落他
認農	B	施設果樹 露地果樹	97a	施設果樹 露地果樹	116a	東幡豆集落
認就	C	露地果樹	24a	露地果樹	24a	東幡豆集落
認農法	D	施設野菜	50a	施設野菜	80a	東幡豆集落
認農	E	施設野菜	18a	施設野菜	30a	東幡豆集落
計	5名					

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は

「認就」、それ以外の中心経営体は「その他」と記載しています。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現在から概ね5～10年後の意向を掲載しています。

注3:「経営面積」欄には、対象地区内における中心経営体の経営面積ではなく、西尾市内全体地区における経営面積を記載しています。

注4:農業を営む範囲に記載のある集落の後に「他」がつく農業者は、他地区においても中心経営体として、記載をしています。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○ 農地の貸付け等の意向

アンケートによる貸付け等の意向が確認された農地は、128筆、85,701㎡となっている。

○ 農地中間管理機構の活用方針

- ・地区として、農地の集積・集約に取り組む場合は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

○ 鳥獣被害防止対策への取組方針

大沢地区における鳥獣被害対策として、侵入防止柵や檻の設置、目撃・被害発生場所等の捕獲体制の構築に取り組む。